

御嵩町高校生等生活支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援として次条に掲げる者に対し、予算の範囲内で給付金を支給することに関して、御嵩町補助金交付規則（平成 5 年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金を受け取ることができる者（以下「支給対象者」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づく、高等学校又はこれに準ずると町長が認める教育機関に在学している 2 年生又は 3 年生に相当する者（以下「高校生等」という。）を監護し、かつ、申請時において、御嵩町の住民基本台帳に記録されているもの（以下「監護者等」という。）とする。

(給付金の支給)

第 3 条 町長は、前条に掲げる支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給するものとする。

(支給額)

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の額は、高校生等 1 人につき 1 万円とする。

(給付金の支給申請)

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町高校生等生活支援給付金支給申請書（請求書）（別記様式第 1 号）に、学生証の写し等在学を確認できるものを添えて令和 2 年 12 月 28 日までに申請しなければならない。

(支給の決定等)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査した上で給付の可否を決定し、申請者に対し給付金を支給するものとする。ただし、規則第 11 条及び第 12 条の規定は、当該要綱にあっては適用しないものとする。

2 前項による審査の結果、給付金の支給が適当でないとき、御嵩町高校生等生活支援給付金不交付決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第 7 条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の全部を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 御嵩町高校生等生活支援給付金支給申請書（請求書）

御嵩町長 宛て

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

御嵩町高校生等生活支援給付金支給事業実施要綱第5条の規定に基づき、裏面の【誓約・同意事項】（1）から（5）に誓約・同意のうえ、次のとおり給付金の支給を申請します。

高校生等の氏名	高校生等の生年月日 年 月 日生 ( 歳)
高校生等の現住所 都道 府県	※現住所が御嵩町内の場合は記入不要です。  ※マンション、アパート名・部屋番号までお書きください
学校名	科 年
学校所在地 〒 都道 府県	

注) 学生証の写し等、在学が確認できる書類を添付してください。

給付金振込先			
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店	
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注) 振込先口座は、申請者ご本人（監護者等）の口座に限ります。

(裏面)

**【誓約・同意事項】**

- (1) 御嵩町高校生等生活支援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- (2) 給付金の支給要件について、御嵩町（以下「町」という。）が審査するにあたり、申請者及び高校生等に関わる住民基本台帳等の公簿に基づき、必要な確認を行うことやその他必要となる資料について、町が他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 住民基本台帳等の公簿で支給要件を確認できない場合は、当該申請に関わる書類を提出します。
- (4) この申請書は、町において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱うことを認めます。
- (5) 町が支給決定をした後、申請書等の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和3年3月31日までに、町が申請者に連絡又は支給要件を確認できない場合、給付金が支給されないことに同意します。

第 号  
年 月 日

様

御嵩町長

印

御嵩町高校生等生活支援給付金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御嵩町高校生等生活支援給付金については、下記の理由により不交付と決定しましたので御嵩町高校生等生活支援給付金支給事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

決定理由等

（教示事項）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。